

第3回構想委員会 意見書

2026年4月15日

時田隆仁

【1. 知的財産の「創造」：AI プリンシプル・コードについて】

- AI の開発・利活用の促進と知財の適切な保護を図るという趣旨には賛同する。パブコメで寄せられた意見を踏まえ、引き続き、関係者の声を丁寧に汲み取りながら、権利者の知財保護にとって真に実効性のある手段となっているか、また、わが国の AI 事業者の競争力を削ぐものとなっていないかなどを十分に検証のうえ、権利保護と AI 利活用の最適なバランスを追求していただきたい。

【2. 知的財産の「保護」：知的財産の侵害抑止へ向けた取組について】

- 知財の権利保護は重要であり、知財侵害の抑止に向けた取引適正化等に向けた検討に協力してまいりたい。
- 他方、侵害抑止に向けては、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会における議論や、公正取引委員会の知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書、および侵害抑止に係る従前からの議論の蓄積を十分に踏まえ、それらとの整合性を確保しつつ、施策を検討いただきたい。
- これを踏まえ、知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書の内容から飛躍があることから、8頁の「中小企業等の侵害抑止強化に向けた制度の構築」について、「中小企業等の侵害抑止強化に向けた制度の検討」といった記載に見直すべきである。
- 併せて、中小企業の知財管理体制の確立・強化のためのキャパシティビルディングを行うことも重要であり、中小企業・小規模事業者に対する支援を行うとする方向性に賛同する。

以 上